

道路の占用について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

栗本係員

（はぁ…。急に坂上さんが異動になるなんて、これから大丈夫だろうか…）

渡邊課長

栗本くん、どうしたんだい？そんなに悩んだ顔して。

栗本係員

急に坂上さんが異動になってしまって、これからは心配で…。

渡邊課長

心配しなくても、坂上さんにだいぶ鍛えてもらっていたようだし、大丈夫だよ。そんな心配していると、後任の竹林さんも心配になってしまうよ。

栗本係員

そうですね。がんばります。

渡邊課長

そう言っているうちに、竹林さんが来たようだね。これからよろしく頼むよ。

竹林係員

今日からこちらに配属になった竹林です。よろしくお願いたします。

栗本係員

栗本です。よろしく。

栗本係員

竹林さんはこれから道路占用について担当することになるけど、道路占用って何か分かるかな？

竹林係員

道路占用ですか…。

栗本係員

道路占用とは…って説明をする前に、道路の本来の目的って何か考えたことあるかな？

竹林係員

人や自動車が通行するためですか。

栗本係員

そうだね。道路法第2条に『「道路」とは一般交通の用に供する道』と定められていて、人や自動車が正に道路を道路として交通のために使用すること、自由に通行することが道路の本来の目的であり、使い方ということだよ。これを一般使用と言っているんだ。（資料1参照）

竹林係員

一般使用ということは、一般じゃない使用もあるということですか。

栗本係員

それが、これから竹林さんが担当する道路の占用に関する業務のことだよ。道路は最も基本的な交通手段を提供するものであることから、これを根幹として生活圏が形成され、様々な事業も行われることになる。例えば、電気、ガス、水道、下水道の事業のために、電柱や電線、ガス管、水管、下水道管などの物件や施設を設置しなくてはならない。道路はこのような物件を設置するための場を提供することが期待される。このような、道路を一般交通以外の用に供することを特別使用と言っているんだ。

竹林係員

道路の一般使用と特別使用ですか。

栗本係員

自由な通行が道路の本来の目的だけど、色んな人が勝手に物件を道路上に設置して、そんな物件であふれかえったら、自由に通行することができなくなってしまうよね。だから、一般使用と特別使用の調整を図る仕組みが必要になる。その調整の仕組みが「道路の占用」という制度なんだよ。

竹林係員

なるほど～。

栗本係員

もうちょっと言うと、道路の占用というのは道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することで、そのためには道路管理者の許可を受けなければならないんだ。道路法第 32 条を見よう。(資料 2 参照)

竹林係員

はい。同条で「次の各号のいずれかに掲げる工作物」を設置する場合に許可が必要だとしていますが、占用物件は限定されているんですか？

栗本係員

そうだよ。道路法や道路法施行令に定められている物件しか認めることはできないんだ。それに、占用の許可基準もあるからそれらを満たす物件や施設でないと占用の許可をすることはできないんだ。(資料 3 参照)

竹林係員

道路法等に定められている物件で、許可基準に合致している物件や施設は全て許可するんですか？

栗本係員

道路の占用許可については、道路管理者に広い裁量が認められていて、公共性、計画性及び安全性も勘案して許可をすることになるんだ。ただし、すべての物件について自由に判断できるわけじゃないよ。義務占用物件というものもあるから。

竹林係員

義務占用物件ってなんですか？

栗本係員

義務占用物件とは、電線、水管、ガス管などの国民生活のライフラインを支える公益性の高い物件のことで、道路法第 36 条において、特例として要件を満たせば許可しなければならないことになっているんだ。(資料 4 参照)

竹林係員

そうなんですか。無制限に裁量が認められているというわけではないんですね。

栗本係員

当然、裁量権を濫用することはできないしね。

竹林係員

道路占用って覚えなないといけないことがたくさんあって大変そうですね。

栗本係員

最初は勉強勉強で大変かもしれないけど、実際の申請とかを処理していけば、すぐに覚えていくよ。

竹林係員

じゃあ、たくさん勉強して、たくさん処理しないとイケませんね。

栗本係員

積極的だなあ。じゃあ、まずは今説明した道路法から勉強していこうか。

竹林係員

はい。

栗本係員

(うかうかしていたら、すぐに僕なんか追い越されてしまいそうだな…。)

渡邊課長

さて、道路の占用について一通り説明したところで、ちょうど今日の業務も終了の時間みたいだから、今日は仕事を忘れて歓迎会に行こうか。

栗本係員

そうですね。今日は若い女性係員の歓迎会ですから、どこかお洒落な店がいいですね。

渡邊課長

栗本くんはどこか知っているかな。

栗本係員

もちろん、ちゃんと勉強してありますから！

渡邊課長

そういう勉強熱心なものいいことだけど、仕事の方もその調子で頼むよ。

栗本係員

ははは。(やぶ蛇だったかな…。)

資料 1

道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（用語の定義）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2～5 （略）

資料 2

道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2～5 （略）

資料 3

道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（道路の占用の許可基準）

第三十三条 道路管理者は、道路の占有が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占有については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

- 一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
- 二 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例）

第三十六条 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）又は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第十号に規定する電気事業者（同項第八号に規定する特定規模電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事（前項ただし書の規定による工事を含む。）のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第三十三条第一項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えなければならない。